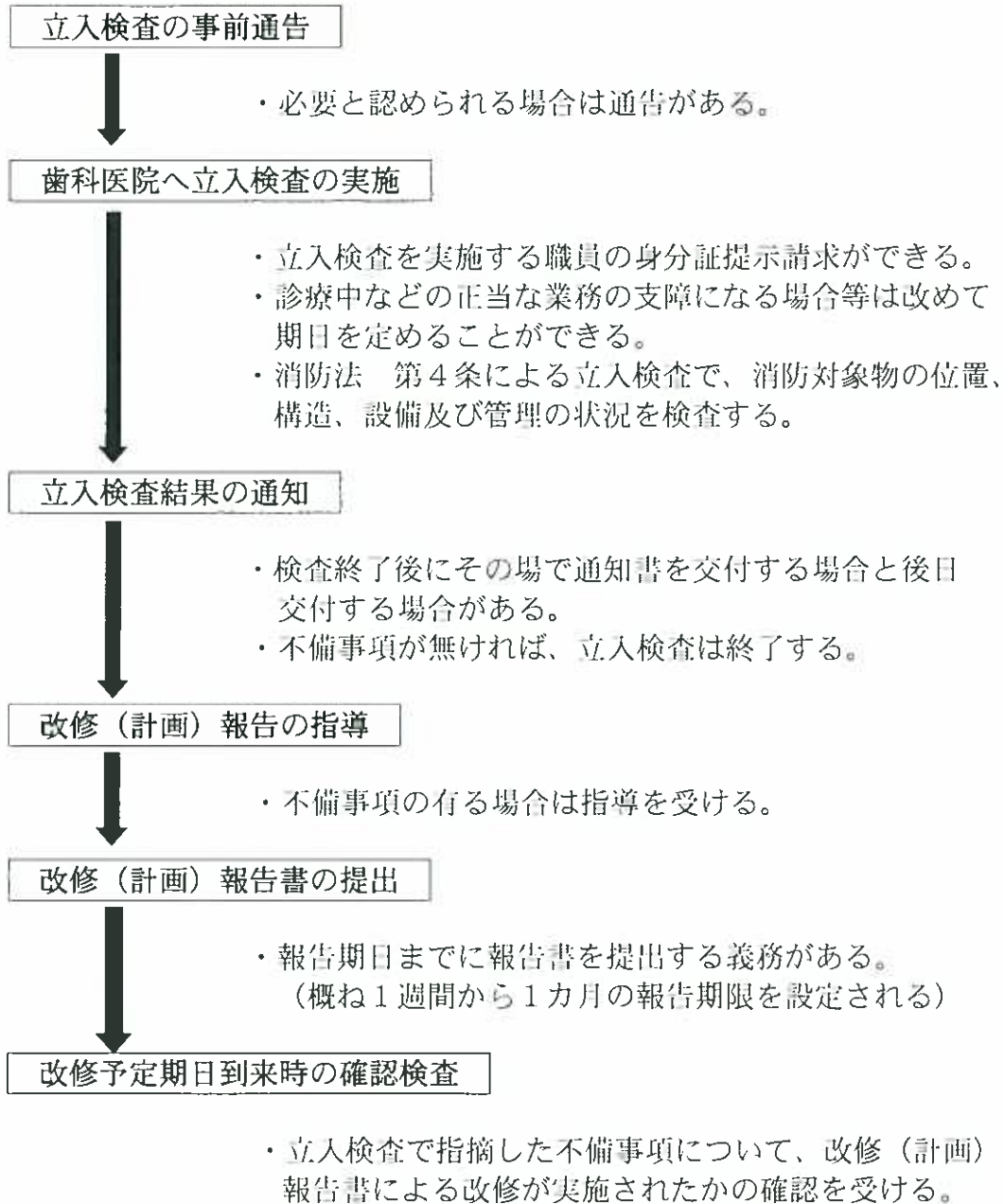


消防署立ち入り検査 対応マニュアル

一般社団法人 岡山県歯科医師会
医療管理部

消防立入検査の流れ

延床面積 150㎡ 以上の診療所が対象となることが多い。



※違反処理の例

立ち入り検査を拒否した者や報告命令に違反した者には
30万円以下の罰金または拘留が課される。

《本会員で違反処理を受けた事例は発生しておりませんのでご安心ください。》

消火器について

1. 消火器の設置が義務付けられている歯科医院

延べ床面積150㎡以上の建物、

または地階、無窓階、三階以上の階で50㎡以上の医院には
消火器の設置が必要です。

2. 消火器の必要本数

要件を満たすために次のようなパターンがあります。

(1) 延べ床面積が150㎡～200㎡の歯科医院

- ・耐火構造（主要部分の構造がブロックや鉄筋コンクリート）の場合は
以下のいずれかを設置

- ① ABC 粉末4型（1.2k）1本
- ② 中性強化液2型（2.0ℓ）1本

- ・耐火構造以外の場合は以下のいずれかを設置

- ① ABC 粉末4型（1.2k）1本と中性強化液2型（2.0ℓ）1本の
合計2本
- ② ABC 粉末4型（1.2k）2本か中性強化液2型（2.0ℓ）2本
- ③ ABC 粉末6型（2.0k）1本か中性強化液3型（3.0ℓ）1本

(2) 延べ床面積が201㎡～400㎡の歯科医院

- ・耐火構造の場合は以下のいずれかを設置

- ① ABC 粉末4型（1.2k）2本か中性強化液2型（2.0ℓ）2本
- ② ABC 粉末4型（1.2k）1本と中性強化液2型（2.0ℓ）1本の
合計2本
- ③ ABC 粉末6型（2.0k）1本か中性強化液3型（3.0ℓ）1本

- ・耐火構造以外の場合は以下のいずれかを設置

- ① ABC 粉末4型（1.2k）4本か中性強化液2型（2.0ℓ）4本
- ② ABC 粉末4型（1.2k）2本と中性強化液2型（2.0ℓ）2本の
合計4本
- ③ ABC 粉末6型（2.0k）2本か中性強化液3型（3.0ℓ）2本

※2本以上設置する場合は、粉末消火器と中性強化液消火器の併設が望ましい。

3. 消火器にも使用期限があります。

使用期限は、10年です。

使用期限を過ぎた消火器は破裂による人身事故の危険があります。
放置せずに速やかに新しい消火器と取り換えてください。

4. 消火器の廃棄

- ・ 期限切れの消火器を廃棄する際は、リサイクルシールを購入して貼付ける必要があります。
ただし、平成23年1月1日以降に製造された消火器にはリサイクルシールが貼付けてあります。
- ・ 大手のホームセンターで購入すれば古い消火器を引き取ってもらえます。

5. 悪徳業者にご注意

消火器の訪問販売、訪問点検と称して高額な請求をされることがありますのでご注意ください。

消防署が訪問販売、訪問点検を行うことは絶対にありません。

6. 消火器設置上の注意

- (1) 通行または避難に支障がなく必要な時にすぐ持ち出せる場所に設置すること。
- (2) 消火器は各防火対象物から歩行距離20m以下になるように設置すること。
- (3) 床面からの高さは1.5m以下に設置し、『消火器』の標識を見やすい位置につけること。
- (4) 地震や振動で消火器が転倒、落下しないように設置すること。
- (5) 高温多湿な場所は避け消火薬剤が凍結、変質または噴出する恐れのない場所に設置すること。
- (6) 6ヶ月に1回以上は外形を点検すること。

非常警報装置について

1. 自動火災報知機の設置が義務付けられている歯科医院

(1) 延べ床面積300㎡未満の診療所

- ・ 収容人員20人未満の場合⇒非常ベルの設置義務無し。
- ・ 収容人員20人以上の場合⇒非常ベルの設置義務有り。

$$\text{収容人員} = \text{従業者数} + \text{待合室の床面積} \div 3 \text{㎡}$$

(2) 延べ床面積300㎡以上500㎡未満の診療所

- ・ 非常電源を付置した自動火災報知設備の設置義務有り。

(3) 延べ床面積500㎡以上の診療所

- ・ 押しボタン操作等により消防機関に通報することのできる非常警報設備の設置義務有り。
- ・ 住居と併用している場合は、連絡通路があったとしても診療室の面積で考慮すれば良いと考えます。
- ・ テナントの歯科医院の場合は、ビルの管理者と相談してビル全体の消防計画に基いた設備を設置し、点検及び結果報告を実施しなければなりません。
- ・ 自動火災報知設備を設置すれば非常警報設備（非常ベル）の設置は不要になります。

開口部（窓等）のない耐火構造の床、または壁で区画（部屋、廊下等）されているときは、それぞれの区画が対象になりますので用途と面積に応じた規定に当てはめてください。

2. 消防設備の点検

- (1) 歯科医院は、150㎡以上の広さで消火器設置義務がある場合
⇒ 1年に2回消防設備士または消防設備点検資格者に消防設備の点検を受け、1年に1回消防設備等の点検結果報告書を所轄の消防署に提出の必要があります。
- (2) 収容人員が30人未満
⇒ 歯科医師が自分で検査点検をして管理できる。
- (3) 収容人員が30人以上
⇒ 防火管理者を置かなければならない。

3. 非常警報設備（非常ベル＝手動でベル等を鳴らして火災警報するもの）

- (1) 火災の発生を有効にかつ速やかに報知することができるように設置すること。
- (2) 目にふれやすくかつ火災に際して速やかに操作することができる箇所に設置すること。
- (3) 非常電源を設けること。

4. 自動火災報知設備（感知器が煙や熱を感知し、自動的に火災警報するもの）

火災報知器には煙感知器と熱感知器があり、消防法では煙感知器の設置が義務付けられています。

誘導灯について



避難口誘導灯



通路誘導灯



避難方向を示すシンボルのある避難口誘導灯

1. 避難口誘導灯の設置

(1) 延べ床面積 100㎡以上 ⇒ 必ず設置

(2) 延べ床面積 100㎡未満 ⇒ 下記の場合は免除

①診療室の各部分から避難口が容易に見渡せるとき。

②無窓階、地階ではない。

③診療室の各部分から下記の距離以内であること。

・待合室、診療室の階

⇒歩行距離 20 mまでは避難口誘導灯不要、40 mまでは通路誘導灯不要。

・それ以外の階

⇒歩行距離 10 mまでは避難口誘導灯不要、30 mまでは通路誘導灯不要。

延べ床面積 100㎡未満 ⇒ 下記の場合は必ず設置

①診療室の各部分から避難口が見渡せないとき。

②診療室の各部分から避難口が見渡せても

・待合室、診療室の階では歩行距離が 20 m以上あるとき。

・それ以外の階では歩行距離が 10 m以上あるとき。

※診療所など不特定多数が出入りする建物は施設利用者が避難する方向を詳しく理解していないため、消防法に準拠して配置する必要がある。

防災対象物

消防法施行令により歯科診療所は防災対象物となる。

防災対象物では、防災性能を持つ防災物品の使用が義務付けられていて、それらには「防災」の表示を付けることになっている。

防災表示

消防庁登録者番号
防 災
登録確認機関名
公益財団法人 日本防災協会

防災対象物で使用するカーテンなどの防災対象物は、法律で定める基準以上の防災性能を有するものでないが、ほんとうに基準以上の性能をもっているかは外観だけではわからない。そこで、カーテン等の防災対象物品またはその材料で防災性能を有するもの（防災物品）には表示（防災表示）を付すことになっている。

防災対象物品

カーテン
布製のブラインド
移動可能な床敷物 （毛皮製床敷物、ペルシャ絨毯等の高級だん通 及びこれらに類するものを除く）
<u>床と接着しているものは全て対象外</u>
仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア、衝立て
室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの